

長野県における当該農作物について慣行的に行われている
化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量

目 次

第1 共通事項	
1 全作物	… 1
2 野 菜	… 1
第2 普通作物	
1 水 稻	… 1
2 麦 類	… 2
3 大 豆	… 2
4 そ ば	… 3
5 き び	… 3
6 あ わ	… 3
第3 果樹	
1 りんご	… 4
2 ぶどう	… 4
3 な し	… 6
4 も も	… 7
5 おうとう	… 7
6 プルーン	… 7
7 すもも	… 8
8 う め	… 8
9 か き	… 8
10 ブルーベリー	… 9
11 く り	… 9
第4 野 菜	
1 はくさい	… 10
2 キャベツ	… 10
3 レタス (玉レタス)	… 11
4 非結球レタス	… 11
5 ほうれんそう	… 11
6 チンゲンサイ	… 12
7 セルリー	… 12
8 パセリ	… 13
9 みずな	… 13
10 みぶな	… 13
11 野沢菜	… 14
12 根深 (軟白) ねぎ	… 14
13 葉ねぎ	… 15

目次(続き)

第4 野菜(続き)	
14 ブロッコリー	… 15
15 カリフラワー	… 15
16 アスパラガス	… 16
17 トマト	… 16
18 ミニトマト	… 17
19 きゅうり	… 17
20 なす	… 18
21 ピーマン	… 18
22 すいか	… 18
23 かぼちゃ	… 19
24 ズッキーニ	… 19
25 いちご	… 20
26 スイートコーン	… 20
27 ながいも	… 20
28 ばれいしょ	… 21
29 だいこん	… 21
30 たまねぎ	… 22
31 エダマメ	… 22
32 さやいんげん	… 22
33 さやえんどう	… 23
34 にんじん	… 23
35 にんにく	… 23
36 カラーピーマン	… 24
第5 特用作物	
1 茶	… 24
第6 飼料作物	
1 飼料用トウモロコシ	… 25
2 ソルガム	… 25
(別表)	… 26
(別紙)	… 27

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項

化学合成農薬及び化学肥料の定義については「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準ずるものとする。

1 全作物

【化学合成農薬】

- 1 長野県農作物病害虫発生予察事業実施運営要領第6に基づく発生情報（警報、注意報、地区報に限る。）が発表され、これに基づく特別防除を実施した場合は、当該地区、当該病害虫の防除に係る農薬散布数を1回地域慣行基準に加えることができる。
- 2 2以上の有効成分を含有する殺菌剤又は殺虫剤を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
ただし、別表に掲げる殺菌剤又は殺虫剤の有効成分は数えないものとする。
- 3 展着剤を使用した場合は、その成分数を農薬使用回数に含めないものとする。

2 野菜

【化学肥料】

1回のマルチ張りで2～3作する栽培法の場合（異なる作物を連作する場合も含む。）、1作分の窒素分量は、連作する作物の窒素分量の合計値を、対象とする作物1作分の窒素分量で案分した値とする。（別紙参照のこと）

なお、この栽培法に用いる肥料は、肥効特性に留意して選択すること。

第2 普通作物

1 水稻

【化学合成農薬】

区 分		農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
		内 訳（参考）				
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	床土消毒	1 2	1	0	0	
	種子消毒		2	0	0	
	苗箱及び本田		2	3	4	

直は栽培の場合は、地域慣行基準に2回加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	主 な 該 当 地 域
黒ボク土	1 1	上下伊那台地、松筑、木曾の一部、八ヶ岳山麓、浅間山山麓、飯綱黒姫山麓
非黒ボク土 れき質	1 1	上下伊那天竜沿岸、佐久上小千曲川沿岸、北安曇北部、南安曇郡、松筑、木曾の一部
上記以外の地域 （細～粗粒質） （湿田地帯）	9	

- 1 麦二毛作遅植地域（非黒ボク土細粒質）にあつては、上記にかかわらず窒素成分量 8 kg/10aを地域慣行基準とする。
- 2 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。
- 3 地域の詳細は、長野県主要穀類等指導指標の地域別施肥基準を参照すること。

2 麦類

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	5	3	0	2	

赤かび病防除対策を実施しないほ場にあつては、上記基準から2回減ずるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
大麦	8	県下全域
小麦	10	県下全域

- 1 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。
- 2 ドリル播・全面全播を実施した場合は、大麦12kg/10a、小麦15kg/10aを地域慣行基準とする。

3 大豆

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	7	2	3	2	

種子消毒された種子を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	播種期	窒素成分量 【kg/10a】	主な該当地域
黒ボク土地域	標播	3.0	上下伊那台地、松筑、木曾の一部
	晩播	4.5	八ヶ岳山麓、浅間山山麓、飯綱黒姫山麓
上記以外の地域	標播	1.5	
	晩播	2.25	

- 1 標播は5月下旬～6月中旬播種、晩播は6月下旬～7月中旬播種とする。
- 2 前作の麦稈をすき込む場合は、すき込み量に応じて、窒素成分で5kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

4 そば

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	1	0	1	0	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	4	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

5 きび

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	1	0	1	0	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	4	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

6 あわ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	1	0	1	0	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	4	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

第3 果樹

1 りんご

【化学合成農薬】

(1) 早生種

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
下伊那	3 4	1 8	1 3	3	
諏訪、上伊那	3 2	1 7	1 2	3	
佐久、上小、中信	3 0	1 4	1 3	3	
長野、北信	3 1	1 4	1 4	3	

(2) 中・晩生種

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
下伊那	3 7	2 0	1 4	3	
諏訪、上伊那	3 5	1 8	1 4	3	
佐久、上小、中信	3 4	1 6	1 5	3	
長野、北信	3 5	1 7	1 5	3	

- 1 落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は1剤に限り、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 摘花（果）を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- 3 剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 5	

2 ぶどう

【化学合成農薬】

(1) 巨峰系（露地・無加温）

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	2 4	1 2	9	3	
諏訪、上下伊那	2 4	1 3	8	3	
中信	2 3	1 1	9	3	

(2) 巨峰系 (加温)

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	19	9	8	2	
諏訪、上下伊那	19	10	7	2	
中信	18	8	8	2	

(3) 欧州系 (露地・無加温)

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	27	15	9	3	
諏訪、上下伊那	27	16	8	3	
中信	26	14	9	3	

(4) 欧州系 (加温)

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
東信、長野、北信	22	12	8	2	
諏訪、上下伊那	22	13	7	2	
中信	21	11	8	2	

(5) 米国系

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
デラウエア	19	8	8	3	県下全域
コンコード、ナイアガラ	21	10	8	3	県下全域

(6) 加工用ぶどう

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
コンコード、ナイアガラ	21	10	8	3	県下全域
その他	23	12	8	3	県下全域

- 1 植物成長調整剤を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
目峰、ピオーネ、ロザリオピアンコ、ナガノパープル	10	県下全域
上記以外の品種	14	県下全域

肥沃度が低い土壌にあつては、地域を限定して、上記の値を代えた基準を適用する。

3 なし

【化学合成農薬】

(1) 赤なし（南水を除く）

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	34	16	15	3	
上記を除く地域	30	13	14	3	

(2) 二十世紀・南水

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	37	20	14	3	
上記を除く地域	33	17	13	3	

(3) 西洋なし

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	34	17	14	3	
上記を除く地域	30	14	13	3	

- 1 剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 落果防止を目的として、植物成長調整剤を使用した場合は1剤に限り、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

4 もも

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	3 2	1 7	1 2	3	
長野、北信	2 8	1 2	1 3	3	
上記を除く地域	3 1	1 6	1 2	3	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 6	

5 おうとう

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	1 5	6	7	2	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 2	

6 プルーン

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 7	1 1	1 3	3	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 4	

7 すもも

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 6	1 1	1 2	3	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 4	

8 うめ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 0	1 1	6	3	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量【kg/10a】	備 考
県下全域	2 0	

9 かき

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 0	9	8	3	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量【kg/10a】	備 考
県下全域	2 5	

10 ブルーベリー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	10	3	5	2	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	7	

11 くり

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	11	3	6	2	

剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	16	

第4 野菜

1 はくさい

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	
	内 訳（参考）					
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤			
5～6月出荷	1 2	6	5	1	県下全域	
7月以降 出荷	南佐久	2 0	1 1	8	1	
	北佐久・上小	2 2	1 2	9	1	
	上記以外の地域	2 3	1 3	9	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
南佐久	2 5	
北佐久、木曾	2 0	
上記以外の地域	1 8	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

2 キャベツ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	
	内 訳（参考）					
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤			
5～6月出荷	1 5	8	6	1	県下全域	
7月以降 出荷	南佐久	2 0	1 1	8	1	
	北佐久・上小	2 2	1 2	9	1	
	上記以外の地域	2 3	1 3	9	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
南・北佐久	2 5	
上記以外の地域	2 0	

- 1 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。
- 2 5～6月出荷の場合は、上記窒素成分量を2割上乘せするものとする。

3 レタス（玉レタス）

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	
	内 訳（参考）					
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤			
4～6月出荷	11	6	4	1	県下全域	
7月以降 出荷	南佐久	17	8	8	1	
	上記以外の地域	19	9	9	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
南佐久	18	
上記以外の地域	16	

- 1 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。
- 2 5～6月出荷の場合は、上記窒素成分量を2割上乘せするものとする。

4 非結球レタス

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考	
	内 訳（参考）					
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤			
4～6月出荷	10	5	4	1	県下全域	
7月以降 出荷	南佐久	15	7	7	1	
	上記以外の地域	17	8	8	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

レタスに準じる。

5 ほうれんそう

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
5～11月出荷	7	3	3	1	県下全域 1作あたり
上記以外の出荷	5	2	2	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	17	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

6 チンゲンサイ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		4～6月出荷	9	4	
7月以降出荷	10	4	5	1	県下全域

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

7 セルリー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】成分数	内 訳 (参考)				備 考
		殺菌剤	殺虫剤	植物成長調整剤	除草剤	
		5～6月出荷	24	11	11	
7月出荷	32	15	15	1	1	県下全域
8月以降出荷	38	19	17	1	1	県下全域

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
5～6月出荷	96	県下全域
7月以降出荷	80	県下全域

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

8 パセリ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	除草剤	
県下全域	8	1.7	0	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	35	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

9 みずな

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	10	4	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

10 みぶな

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	10	4	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

11 野沢菜

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
9月出荷まで	12	4	7	1	県下全域
10月以降出荷	10	4	5	1	県下全域

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	30	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

12 根深（軟白）ねぎ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	21	9	11	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	25	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

13 葉ねぎ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	内 訳（参考）			
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
県下全域	13	6	6	1

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	25	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

14 ブロッコリー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考	
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
5～6月出荷	15	6	8	1	県下全域
7～9月出荷	18	8	9	1	県下全域
10月以降出荷	16	6	9	1	県下全域

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	26	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

15 カリフラワー

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	内 訳（参考）			
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
県下全域	16	6	9	1

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	26	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

16 アスパラガス

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
春どり作型	20	10	7	3	県下全域
2期どり作型	24	12	9	3	県下全域
長期どり作型	25	13	9	3	県下全域

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	30	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

17 トマト

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成加温・無加温	13	1.0	1	1	県下全域
ハウス雨よけ	13	1.2	1	1	県下全域
ハウス抑制	13	1.5	1	1	県下全域

- 1 種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。
- 3 露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
半促成加温・無加温	32	県下全域
ハウス雨よけ	37	県下全域
ハウス抑制	20	県下全域

- 1 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。
- 2 露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

18 ミニトマト

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成無加温	1 1	1.0	1	1	県下全域
ハウス雨よけ	1 3	1.0	1	1	県下全域

- 1 種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。
- 3 露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	3 0	

- 1 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。
- 2 露地栽培の場合は、「ハウス雨よけ」に準ずる。

19 きゅうり

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成加温・無加温	8	1.5	0	1	県下全域
ハウス雨よけ	1 2	1.5	0	1	県下全域
ハウス抑制	1 0	1.5	0	1	県下全域
露地	1 2	1.5	0	1	県下全域

- 1 種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	4 0	

- 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

20 なす

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 2	1 2	9	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	3 5	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

21 ピーマン

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
半促成加温・無加温	8	0.8	0	1	県下全域
露地	8	1.0	0	1	県下全域

- 1 種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	3 5	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

22 すいか

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳 (参考)				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	2 9	1 3	1 5	1	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	10	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

23 かぼちゃ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	10	5	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	10	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

24 ブッキーニ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	18	8	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

25 いちご

【化学合成農薬】

区 分		農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考
			殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
			半促成 加 温	ランナー切離～定植	4 8	
	定植～開花前	4	6	1		県下全域
	収穫期以降	1 1	1 4	0		県下全域

- 1 購入苗を定植する場合は、ランナー切離～定植の12剤に代えて、育苗者の防除回数を地域慣行基準として算入する。
- 2 本基準は、収穫期間を120日（4月末）を想定しており、収穫終了時期により、週当たり2.0剤を増減させるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	2 5	

- 1 前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。
- 2 本基準は、収穫期間を120日（4月末）を想定しており、収穫期間が120日を越える場合は、週当たり1kg/10aを加えるものとする。

26 スイートコーン

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	7	3	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	2 5	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

27 ながいも

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	1 3	6	

種いも消毒に殺菌剤を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
長野市松代	35	
上記以外の地域	30	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

28 ばれいしょ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	9	4	

種いも消毒に殺菌剤を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	18	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

29 だいこん

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳 (参考)			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	11	4	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

30 たまねぎ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	18	10	6	2	

種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	28	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

31 エダマメ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	7	2	3	2	

種子消毒された場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	7	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

32 さやいんげん

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
県下全域	9	3	5	1	

種子が種子消毒殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	21	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

33 さやえんどう

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	13	6	

種子が種子消毒殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	23	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

34 にんじん

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		春まき	14	4	
夏まき	14	3	10	1	県下全域

種子が種子消毒殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施肥した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

35 にんにく

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		県下全域	8	5	

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	20	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施肥した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

36 カラーピーマン

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	収 穫 開始前	収穫期間中 週当り使用	植物成長 調 整 剤	除草剤	
県下全域	1 0	1.0	0	1	

- 1 種子消毒又は育苗期（定植前日又は定植当日の処理は含まない。）に殺菌剤又は殺虫剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。
- 2 農薬使用回数の算出方法については、別紙参照のこと。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	3 5	

前年秋に有機物の腐熟促進のため、窒素を含有する肥料を施用した場合は、窒素成分で4kg/10aを上限に、施用した窒素成分を地域慣行基準に加えることとする。

第5 特用作物

1 茶

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】	内 訳（参考）			備 考
		殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
		下伊那・木曾	8	3	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量 【kg/10a】	備 考
下伊那・木曾	5 8	

第6 飼料作物

1 飼料用トウモロコシ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	内 訳（参考）			
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
県下全域	3	0	0	3

種子消毒に殺菌剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 2	

2 ソルガム

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	内 訳（参考）			
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
県下全域	2	0	0	2

種子消毒に殺菌剤を使用された場合は1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	1 2	

(別表)

地域慣行基準においてカウントしない農薬の有効成分一覧

農薬の有効成分名	補 足
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンポン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水和剤	
炭酸カルシウム水和剤	
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
ポリオキシン(微生物由来天然物資材)	
カスガマイシン(微生物由来天然物資材)	
バリダマイシン(微生物由来天然物資材)	

※ 記載されている農薬については、平成24年9月30日現在の登録条件によるので、使用に当たってはその時点での登録内容を必ず確認してください。

(別紙)

＜はくさい、レタス類で、1作のマルチ張りで2～3作する栽培法の場合の化学肥料【窒素分量】の算出例＞

(例) 南佐久地域で、2作(「レタス(玉レタス)」-「はくさい」)する栽培において、マルチ張り前に化学肥料を10kg/10a【窒素分量】施用した場合

レタス(玉レタス)の化学肥料【窒素分量】の基準・・・18kg/10a
はくさいの化学肥料【窒素分量】の基準・・・・・・・・・・25kg/10a

レタス(玉レタス)分の化学肥料【窒素分量】は、
18kg/10a

$$\frac{18\text{kg}/10\text{a} + 25\text{kg}/10\text{a}}{18\text{kg}/10\text{a} + 25\text{kg}/10\text{a}} \times 10\text{kg}/10\text{a} = 4.2\text{kg}/10\text{a}$$

はくさい分の化学肥料【窒素分量】は、

$$\frac{25\text{kg}/10\text{a}}{18\text{kg}/10\text{a} + 25\text{kg}/10\text{a}} \times 10\text{kg}/10\text{a} = 5.8\text{kg}/10\text{a}$$

となる。

＜果菜類の農薬使用回数【延べ有効成分数】の算出方法＞

果菜類の農薬使用回数【延べ有効成分数】は、以下の方法で算出するものとする。

$$y = a + b x + c + d$$

地域慣行防除回数 : y
収穫週数 : x
収穫開始前農薬使用回数 : a
収穫期間中週当使用回数 : b
植物成長調整剤使用回数 : c
除草剤使用回数 : d

例えば、トマトの半促栽培の場合、4月下旬から6月末まで収穫(9週)した場合、地域慣行防除回数は、25.8回(=13+1.2×9+1+1)となる。

＜別表のカウントしない農薬を使用した場合のカウントの仕方＞

(例) 南佐久地域の7月出荷のレタス栽培において、殺菌剤の混合剤(有効成分2成分)を使用した場合(レタスの地域慣行防除回数:17)

農薬有効成分数	うち化学合成の成分数		慣行基準に加える回数	カウント後の慣行基準数	使用農薬としてのカウント数
	うち化学合成の成分数	うち別表に当てる成分数			
2	2	0	1	18	2
2	1	1	0	17	1
2	0	2	0	17	0